

# 境川浄化センター グラウンドゾーン・芝生ゾーン ご利用案内

初版：平成24年4月 最終改訂：令和7年4月



## ○ 施設概要

### (1) グラウンドゾーン

敷地面積：7,700平方メートル(全体)

エリア：自由使用エリア

Aエリア

### (2) 芝生ゾーン

敷地面積：22,000平方メートル(全体)

エリア：自由使用エリア

B～Dエリア

### (3) 駐車場

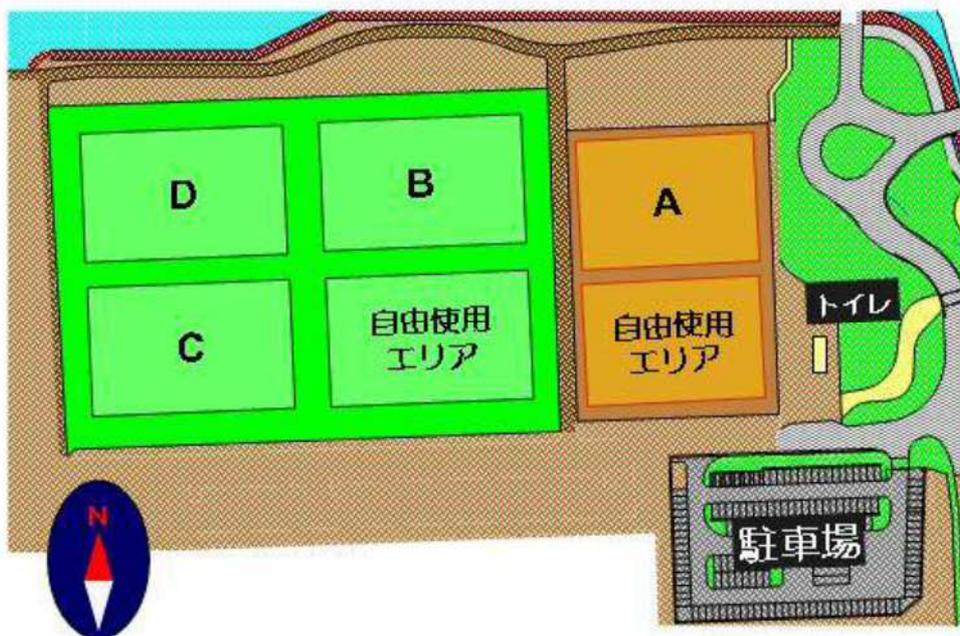
普通車：147台

大型車：4台

○ 案内図



○ 施設図



## 1. 施設利用の種別

### (1) 特別利用

県や市町などが主催する下水道行事等及び、市町が推薦する自治会行事などは、施設を優先利用できます。（市町行事においては担当課長名で、自治会行事においては自治会長又は区長名での申請が必要となります。その際、**申込書に運営要領等の添付が必要です。**）

### (2) 一般利用

特別利用日以外の一般利用については、12月29日から翌年1月3日までを除いて、施設を利用することができます。

また、グラウンドゾーン及び芝生ゾーンについては、事前の申し込みによりエリア毎（自由使用エリアを除く）に個別利用することができます。

ただし、サッカー、ホッケー等で他利用者に危害を加える可能性のあるスポーツで利用する場合には、小学生以下の利用に限ります。

## 2. 利用時間

施設の利用時間は、次のとおりです。

期間	利用時間
4月1日～10月31日	午前9時から午後5時
11月1日～3月31日	午前9時から午後4時

## 3. 利用の申し込み

### (1) 利用の申し込み

- ・施設の特別及び個別利用については**事前の申し込みが必要です。**
- ・特別利用の申し込みは、**知立建設事務所都市施設整備課**で、所定の用紙（様式1）への記入が必要となります。
- ・個別利用の申し込みは、**境川浄化センター管理本館1階事務室の「受付窓口」**で、所定の用紙（様式2）への記入が必要となります。
- ・窓口受付は、**平日のみの午前9時から午後5時まで**です（ただし、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までを除く）。
- ・受付後、**利用許可書**をお渡ししますので大切に保管していただき、利用当日にご持参ください。

※施設利用の申し込み受付は、**先着順**となります。

※電話・FAX・メールでの申し込みは受け付け出来ませんので、ご了承ください。

### (2) 利用の施設・エリア

施設は次のとおりに区分けしています。（施設図を参照してください）

施設	エリア名
グラウンドゾーン	A, 自由使用
芝生ゾーン	B, C, D, 自由使用

※施設利用の申し込みは、1エリア毎の受付となります。

※芝生管理の都合上、利用当日にエリアを変更させていただくことがあります。

※自由使用エリアについては、特別利用の場合のみ申し込みが可能です。

## 4. 施設利用の種別毎の申し込み期間

### (1) 特別利用

利用日の**1年前から7日前**までに申し込みすることが出来ます。ただし、利用日の2ヶ月前以降の申し込みについては、一般（個別）利用の申し込みがない場合にのみ限らせていただきます。

### (2) 一般（個別）利用

利用日の**前日**までに利用申込書を提出してください。なお、利用日の2ヶ月前から申し込みすることが出来ます。

## 5. 施設の一般利用の解約

申し込み以降、利用を中止される場合は、出来る限り速やかに(公財)愛知水と緑の公社矢作川境川事業所（境川浄化センター）まで連絡をお願いします。（解約時のみ、電話受付可能）

## 6. 利用の許可等

**次の場合は、施設を利用することが出来ません。**

- ① 社会の公安を害し、又は風紀を乱すおそれのある場合
- ② 暴力団の利益になると認められる場合
- ③ 特定の宗教的、政治的行為をする場合
- ④ 飲食行為を主たる目的とする場合
- ⑤ 物品の販売を主たる目的とする場合
- ⑥ 営利を目的とした利用をする場合
- ⑦ 建物や付属設備等を毀損または滅失するおそれのある場合
- ⑧ 未成年者のみで利用する場合
- ⑨ 利用申込書に虚偽事項が認められる場合
- ⑩ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合
- ⑪ その他所長が施設の設置目的及び運営管理上不適当と認めた場合

## 7. 遵守事項

**施設を利用する場合は、以下の事項を守って利用してください。**

- ① 指定された場所以外での喫煙をしないでください。
- ② 火気を使用しないでください。
- ③ 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品の類を携帯しないでください。
- ④ 盲導犬、聴導犬、介助犬を除くペット同伴でのご利用はご遠慮ください。
- ⑤ 他人の迷惑となるような行為をしないでください。
- ⑥ 許可された場所以外に立ち入らないでください。
- ⑦ ゴミは放置せず、自ら持ち帰ってください。
- ⑧ ゴルフ、野球、ドローン等、他利用者に特に危害を加える可能性のあるスポーツ等をし

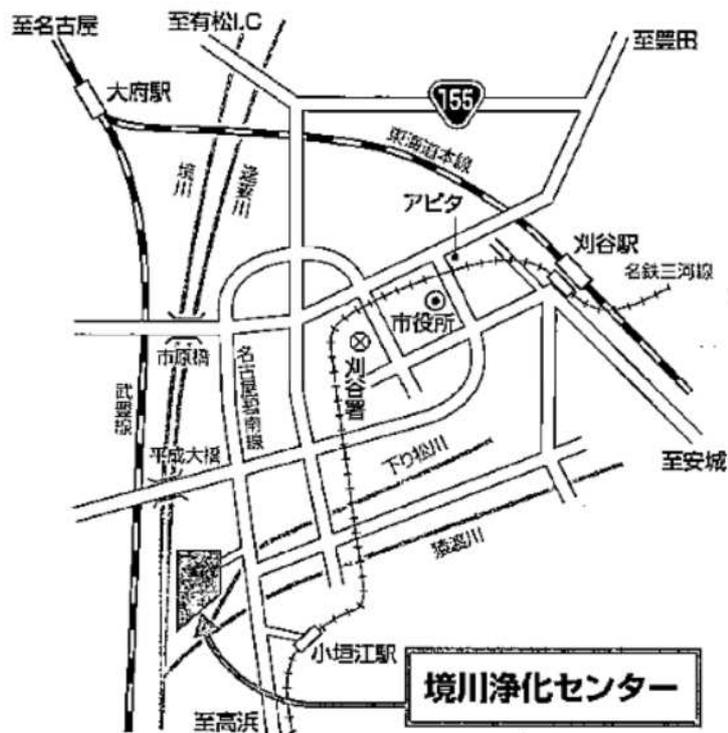
ないでください。

- ⑨ 駐車場以外の場所への車両の乗り入れをしないでください。
- ⑩ 施設内での怪我、事故等の処理については、利用者が責任を持って行ってください。
- ⑪ 自由使用エリアは独占的に使用しないでください。
- ⑫ 予約されていないエリアは全て自由エリアとなるので、独占的な利用はしないでください。（サッカー等の試合は行わないでください。）
- ⑬ 芝生やグラウンド内にテントやゴールを使用する場合は、杭など忘れずに持ち帰ってください。
- ⑭ その他管理上必要な指示に反する行為をしないでください。

## 8. お願い

- ① この施設は皆様に幅広く利用していただくための施設であり、施設内に掲示してある注意事項を守って利用してください。
- ② 利用当日、緊急的な施設の修繕及び施設の維持管理が必要となった場合や、気象情報で警報が発令された場合など、お断りなしに施設の利用ができないことがあります。
- ③ 利用当日、雨天等の場合には、グラウンド・芝生ゾーンの利用をお断りすることがあります。
- ④ 芝生ゾーンは、芝生の生育状況（痛み度合い）に応じて、事前（利用予定日の1週間前まで）に利用をお断りすることがあります。
- ⑤ 定期的、若しくは使用頻度の多い利用者については、県等が主催する芝生管理行事（芝刈り等）等に協力してください。
- ⑥ 施設利用上若しくは申込・解約行為において、著しい問題が生じた場合は、利用上の注意若しくは制限をさせていただく場合があります。
- ⑦ 施設外（浄化センター内）へボール等を蹴りこまないでください。浄化センター内に入ったボールの回収は行いません。
- ⑧ 都合により、当施設のご利用内容が変わることがあります。

○ 位置図 ○ お問い合わせ先



(公財)愛知水と緑の公社  
矢作川境川事業所  
〒448-0837  
刈谷市衣崎町二丁目20 番地  
TEL : 0566-25-1295  
FAX : 0566-25-1296  
愛知県知立建設事務所  
都市施設整備課下水道管理G  
〒472-0026  
知立市上重原町蔵福寺124 番地  
TEL : 0566-82-6485  
FAX : 0566-82-3226